

下肢末梢動脈疾患指導管理加算

当院は、国の定める「下肢末梢動脈疾患指導管理加算」の施設基準を満たし、下肢末梢動脈疾患の専門的な治療体制を有しております。

下肢末梢動脈疾患指導管理加算に関する施設基準（一部抜粋）

- ・慢性維持透析を実施しているすべての患者様に対し、下肢末梢動脈疾患（PAD）に関するリスク評価と指導管理等を行う。
- ・臨床所見、検査実施日、検査結果及び指導内容等を診療録に記載する。

また、当院には下記の診療科がございますので、下肢末梢動脈疾患の専門的な治療体制を有しております。



「下肢末梢動脈疾患指導管理加算」とは

足病変による下肢切断で最もハイリスクな透析患者様に対して異変の早期発見・早期治療により、国内で毎年2万人以上にのぼる下肢切断者を減らすための取り組みです。